

竹ん子の会 ニュースレター

みふね
御船 竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第23号 

竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798

7月5日（金）

みんなで

第11回裁判（口頭弁論）を傍聴しましょう！

☆今回の裁判は、午前10時30分開廷です！

出発時間： 7月5日（金） 午前 9:00

集合場所： 御船町スポーツセンター駐車場付近



マイクロバスを用意いたします。

集合場所の地図

第11回裁判（口頭弁論）傍聴日程

9:00 集合・出発

10:00 到着・門前集会

10:30 開廷 熊本地裁 101号法廷
(裁判終了後バスの中でミニ報告会を開催します)

12:00 御船着・解散



前回の裁判では、新しい裁判長のもと今後の裁判の見通しが示されました。

今回の裁判では、いよいよ証人尋問が誰になるのか明らかになります。

私たちが一番聞きたい人物から直接話を聞くことができると思うと待ちきれませんね！

今回も是非傍聴にご参加ください。

…大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明
- ・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える

御船町が、約1500万円の補助金を流用していた 御船竹資源開発社長を訴えることになりました！

2年以上前の議会で、竹バイオマス事業の補助金不正流用が指摘され、町が告発するように要望も出されてきました。

しかし御船町はその後も、議会や町民から再三要望を受けながらも全く対処せず、結局、住民有志による告発を経て、御船竹資源開発及び社長が、補助金約1500万円を流用したとして補助金適正化法違反で起訴され、有罪判決が確定しました。

有罪確定から約10か月後、やっと御船町は御船竹資源開発社長「別役武」氏個人に対して、「補助金を不正に流用した」として流用額約1500万円の支払いを求める損害賠償請求の裁判を提訴することを5月議会で発表しました。

税金を不法に流用した別役氏に対して

流用分の弁済を求めるのは当たり前です！しかし…

なぜ今なのでしょう？

補助金不正流用が表沙汰になって2年以上、有罪が確定して10か月以上。
なぜ町はもっと早く訴えなかったのでしょうか？

なぜ別役氏だけなのでしょう？

町は議会で、町が失った約3億円全額に対して「役員全員の個人責任を追及する」と発言しています。しかし、今回は別役氏に対してのみ、しかも金額は流用額の約1500万円のみです。

なぜ、役員全員に対して約3億円の損害賠償請求を起こさないのでしょうか。

なぜ会社に対して強制徴収を進めないのでしょうか？

町民の方々が町に支払わなければならないお金を滞納した時、町は町民に対して法や規則にのっとり、速やかに強制徴収(差押え)の措置をとります。

しかし、御船竹資源開発に対しては、法や規則にのっとりた強制徴収(差押え)の手続きが全く進んでいません。

なぜ町はこのような不公平な対処をしているのでしょうか。

町は本来、町民の損害を少しでも取り戻さなければなりません。しかし町は、会社役員全員に対して約3億円の損害賠償請求や、会社の差押えなどをしなければならないにもかかわらず、その手続きを全く進めようとはしません。町は、町民に納得のいく説明をする責任があります。

平成25年度 ご支援のお願い！

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

会の口座【〒ぱるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798 まで